

## 【論点⑤】引継計画の承認基準

## 委員

- 配電事業については、当面の間は一送であるとか、あるいは、小売事業者に委託などの形を通じて様々御協力願わなさいいけないというふうな記載になっているわけですが、誰に義務があるのかというところはちょっと明確にしておいたほうがいいかなと思います。これは、配電事業者が参入するに当たっても、自らが課せられている義務が何かということは明確にされていないと、後で事後的にトラブルになるのはやはり不本意かなというふうにも思いますので、ちょっとその線引きはしっかりお願いできればと思います。
- 供給責任、要するに、役割分担は何で責任の所在はどうなのであるかということは、やはりあらかじめきちんとしておかないと、後に何らかトラブルが起こったときに非常に調停というか調整が難しくなると思いますので、こういったところはあらかじめよくルール作りをおきたいというふうに思います。民間の事業などでも、そういったことで非常に時間やコストを要してしまうことがございますので、そうできればと思います。

## オブザーバー

- エリア全体の需給運用、系統運用の観点から、一般送配電事業者が配電事業者に対して指示を出すということはあると思いますけれども、基本的には両者は協力関係であって、配電事業についての責任、これは配電事業者が負うというのがこの制度の根幹であるというふうに考えております。制度の趣旨に沿って、責任分担を明確化していただくようお願いいたします。

## 事務局

- それから、幾つかの委員から一般送配電事業者と配電事業者の責任関係の義務の明確化をといったことで御指摘をいただきました。こちらについては、もう既に御指摘もあったところですが、法律上明確に、例えば配電事業者に対しては周波数電圧維持義務などが課されているところがございます、責任はこれはもう法律で明確に配電事業者にあるわけがございます。これについて入り口論といたしまして、例えば最初は委託でということも許容してはどうかといった御議論を積み重ねてきているところがございます、この根っこのところはそういう責任分担であるということは、改めて確認をさせていただければと考えてございます。

# 引継計画の承認基準

参加  
許可引継  
承認約款  
届出

- 配電事業者は、一般送配電事業者等から譲渡又は貸与を受けた設備を用いて事業を行う場合、従前どおり安定供給を確保するため、電気事業法上、その業務の引継ぎが適切に行われるよう、当該一般送配電事業者等と共同して、「引継計画」を作成し、国の承認を受けることが必要とされており、**国は、「引継計画」が「託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるとき」に承認**することとされている。
- 引継前後（撤退時等を含む）における**安定供給確保**や**クリームスキミング防止**、**自治体や需要家等への確実な説明の実施等**の観点から、「引継計画」の承認審査基準は以下の項目を踏まえることとしてはどうか。

## （安定供給確保の観点）

- ① 託送供給等の業務の引継ぎが適正である場合
- ② 自治体・需要家等への説明会等が適正に実施されている場合
- ③ 設備の維持及び運用、保安の確保のために必要な業務の引継ぎが適正である場合
- ④ 災害時等における自治体等の関係者との連携に関する引継ぎが適正である場合
- ⑤ 撤退時の設備・業務の引継ぎが適正である場合（自治体・需要家等への説明会等や又貸し時の運用・転売の禁止等を含む）

## （クリームスキミング防止の観点）

- ⑥ 譲渡・貸与価格が適正に設定されている場合  
※ F I T 賦課金等の法令等で定める公益的費用を含む

## 引継計画の承認基準（続き）

参入 許可	<b>引継 承認</b>	約款 届出
----------	------------------	----------

- また、「引継計画」の内容は、「引継計画」の承認に先立って行われる参入許可申請時に提出する「**引継計画要旨**」と**整合的であることが前提**であり、内容が変更となる場合は、**合理的な理由の説明を求める**こととしてはどうか。
- 「引継計画」には、業務の役割分担や設備の責任分界、譲渡料・貸与料等について記載することとなるが、より具体的な運用方法や業務内容等は**一般送配電事業者等と配電事業者間で締結される私契約において定めることが想定**される。
- また、改正電気事業法上、「引継計画」の軽微な変更については、届出で良いこととされている。届出で良い変更の範囲については、**承認基準の適合への影響が軽微であり、改めて審査を要しない内容**（市町村名、各種連絡先、設備の数量の変更等）としてはどうか。

# 引継計画の変更命令基準について

参加  
許可引継  
承認約款  
届出

- 電気事業法では、「経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるとき（略）、引継計画の変更を命ずることができる」とされている。この変更命令処分基準については、**事業者の予見性確保の観点から、具体化することが適当**だと考えられる。
- 具体的には、**承継等による事業実施主体の変更が反映されていない場合や前項の「引継計画」の承認基準が満たされていないと判断できる場合**（一般送配電事業者の託送料金や、「引継計画」の規定等に基づき、配電事業者の貸与価格等の見直しが適切に行われていない場合等）が考えられる。

電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（引継計画の承認等）

第二十七条の十二の十二（略）

2（略）

3 第一項の承認を受けた配電事業者及び一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（次項及び第五項において「承認事業者」という。）は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その変更した引継計画を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、**託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるとき**は、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画（前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を変更すべきことを命ずることができる。

5（略）

# 引継計画に記載すべき事項について

参加  
許可引継  
承認約款  
届出

- これまでの本小委及び料金制度専門会合での議論等を踏まえ、「引継計画」に記載すべき事項は、下記のとおりとはどうか。

※第6回本小委で整理した項目から赤字箇所を追記・修正

## ● 安定供給確保の観点

- 自治体・需要家等への説明会等の実績
- その対象設備の情報（名称、区分、数量等）
- 設備の維持・運用に係る情報（設備の管理方法、新設・除却時の情報共有方法、業務分担等）
- その対象区域の電源及び需要に係る情報
- 一般送配電事業者等が運用業務や精算業務等について技術的協力を行う場合はその内容
- 保安上の責任主体や責任分担
- 災害時等における自治体等の関係者との連携に係る情報（業務体制、停電情報・復旧見通しの公表方法、訓練方法、災害時の問い合わせ窓口と周知方法、災害時の応援方法、緊急時独立運用の方法等）
- 配電事業者の撤退に備えた取決め（設備の返却等の方法、原状回復の内容、貸与設備の価値が著しく下がった場合の求償の内容、第三者譲渡・又貸しの取扱い、撤退時に備えた保証金の設定、自治体・需要家等への説明会等の実施方法等）

## ● 適正価格での譲渡又は貸与の確保の観点（クリームスキミング防止の観点を含む。）

- 対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格等・算定期間
- その他料金制度専門会合において議論されている価格等の算定に必要な情報

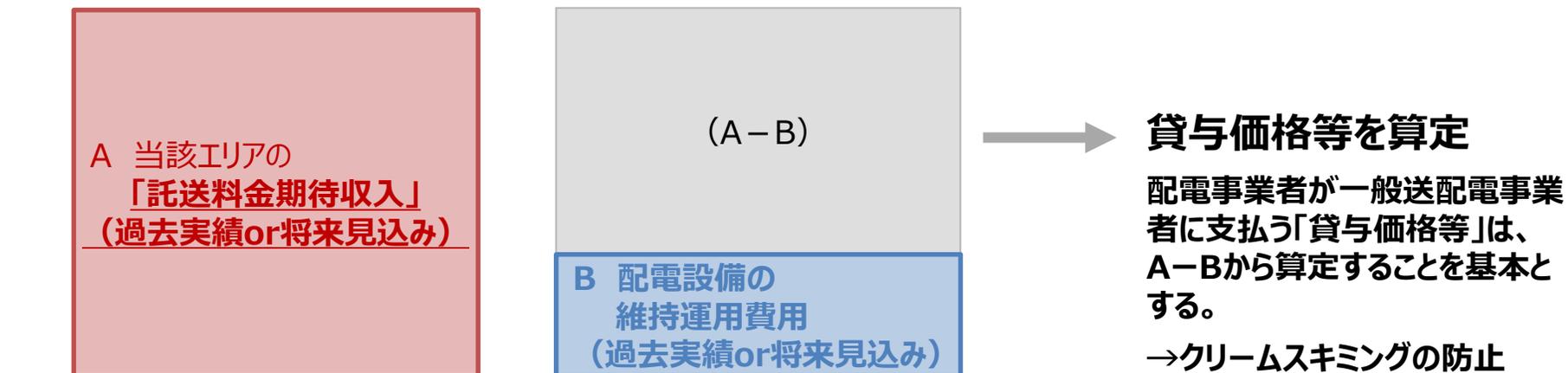
※例えば、貸与価格等を算定する際の収入や運用費用の見込み金額と実際の費用の差額の帰属方法、配電事業者による効率化の成果の帰属方法（配電事業者が留保できる仕組み）、上位系統の増強回避等に寄与する取組を行った際の貸与価格等への反映方法等が考えられる。

## （参考）配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(2/3)

- 前ページに示した考慮事項を踏まえ、また、エリア毎に事情が異なることも考慮し、配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、以下を基本として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定することとしてはどうか。（この内容をガイドラインに記載する。）

- ① 貸与価格等の金額は、「配電エリアの託送料金収入（過去実績or将来見込み）」－「配電設備の維持運用費用（過去実績or将来見込み）」から算定することを基本とする。（詳細 19ページ）

### 事業開始前の貸与価格等の算定方法のイメージ



→ 事業開始前は、ABのデータが整備されていないが、以下のような推計により、ある程度、正確に算定することが可能ではないか。

A 配電エリアの需要地点毎に、過去の託送料金収入を用いて算定する（過去実績のケース）

B 一送のエリア全体の設備数等（電柱本数、電線延長数等）に係る維持運用費用の過去の実績費用を用いて、配電エリアの設備数等の比率で按分して算定する（過去実績のケース）

（注）必要に応じて、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。

## (参考) 配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(3/3)

### ● (続き)

#### ②貸与価格等の金額は、原則として5年毎に見直すこととする。(詳細19ページ)

(一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング(2023年度、2028年度、2033年度…)で見直す)

➤ その5年間に於いて、実際の「配電エリアの託送料金収入」や「配電設備の維持運用費用」は、上述①で用いた値から乖離することがあり得るが、途中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとする(配電事業者の利益又は損失となる)。→配電事業者の効率化及び電化促進等のインセンティブ付与

➤ ただし、例えば、収入については外生要因によっても変動する可能性があるため、最初の期の貸与価格等を決定する際に、配電事業者と一般送配電事業者の間で、差額を事後的に調整する仕組みを取りきめておくことも考えられる。

③第2期以降の貸与価格等の金額は、上述①を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果(効率化+電化促進等)の一部を引き継ぐよう工夫する。引継割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましい。(詳細20ページ)

④配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する。(詳細21ページ)

## （参考）上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブについて

- エリアによっては、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化の取組を進めることが重要なケースもあると考えられる。

こうしたケースにおいては、一般送配電事業者と配電事業者の協議による合意の上で、以下のような工夫をすることも考えられる。

- 一般送配電事業者と配電事業者が共同で作成する引継計画において、上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることを記載。
- あわせて、その貢献分の一部を事前に当期の貸与価格等に反映する、もしくは事後的に翌期の貸与価格等に反映することを合意。
- したがって、ガイドラインにおいて、配電事業者が上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する旨を記載してはどうか。  
(本インセンティブの一般送配電事業者のレベニューキャップ上の取り扱いについては別途検討。)

## **【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準**

【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準  
**託送供給等約款の変更命令基準**

参入 許可  
引継 承認  
約款 届出

- 配電事業者は、一般送配電事業者に倣った法的義務を負う。このため、託送供給等約款の変更命令基準も、電気事業法の一般送配電事業と配電事業の、託送供給等約款の変更命令に係る規定が異なる箇所を除き、一般送配電事業の託送供給等約款の変更命令基準に倣うことが適当ではないか。

(参考:一般送配電事業の託送供給等約款の変更)

電気事業法(託送供給等約款)第十八条

1～5(略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7～12(略)

(参考:配電事業の託送供給等約款の変更)

電気事業法(託送供給等約款)第二十七条の十二の十一

1～2(略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金が第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること。
- 二 第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
- 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 配電事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4(略)

## 【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準 託送供給等約款の変更命令基準（続き）

- 電気事業法の変更命令に係る規定のうち、一般送配電事業者と配電事業者とで規定が異なっている、「**一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること**」については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合において、「**一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が±5%以内であること**」等（次頁参照）とされており、これを踏まえた内容とする。

### 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 第2 処分の基準

（12） 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令

第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等約款料金がその一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）及び発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）の負担するコストとの間で公平性を欠く場合であって、具体的には、需要種別ごとの基準託送供給料金及びインバランス料金について、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合〔第1号要件〕
- ② 接続検討申込み時に明らかにすべき事項及び当該申込みを受けた一般送配電事業者の回答までの標準的な期間等の設定が不相当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第1号要件〕
- ③ 当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ④ 当該託送供給等約款における工事費負担等の供給条件の設定が不相当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給等を受けることができないと認められる場合〔第3号要件〕
- ⑤ 託送供給等約款料金が一般送配電事業者託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合〔第4号要件〕
- ⑥ 当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第5号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

## (参考) 配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について

2021年3月8日  
第7回料金制度専門会合 資料3

- 改正電気事業法上、配電事業者の託送料金は、**同一エリアの一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準**とすることとされ、それに該当しないと認められる場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとされている。
- 配電事業者と需要家の間には直接の契約関係がない一方で、需要家への十分な説明は重要であると考えられるため、変更命令の具体的な基準については、制度開始当初においては以下のようにしてはどうか。

### 配電事業者の託送料金が適正な水準でない判断する基準（案）

以下の基準に該当していない場合

- 一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、**配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が±5%以内であること。**（注1～注5）

（注1）一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が+0%を超える場合は、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明がなされていること。

（注2）個別需要家ごとの単価の水準は、季節別や時間帯別にすべて±5%以内になっている必要はなく、年間での平均単価の水準が±5%以内であればよいと考えられる。

（注3）配電事業者の託送料金において、一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、国は個別需要家ごとの単価の比較や詳細な確認は不要と考えられる。

（注4）一般送配電事業者の託送料金に係る変更認可申請命令の発動基準であるフロー管理（想定単価と実績単価との比較）においても、乖離率が-5%以内であれば、当該命令を発動しないこととしている。

（注5）配電事業者の託送料金のうち発電側基本料金の変更命令基準についても、これと同様とする。

2021年3月8日  
第7回料金制度専門会合 資料3

## (参考) 配電事業者の託送料金制度の運用のあり方

- 配電事業者の託送料金に係る規制の運用は、以下の通りとしてはどうか（前回会合でご議論いただいた内容に加えて、基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させることとしてはどうか（赤字部分））。
- 配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む）があった際には、国が前述の変更命令基準に該当するかどうかを判断する必要がある。このため、配電事業者に「**一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書**」の提出を義務付けるとともに、**基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付**させる。国は、当該説明書及び**算定根拠となる書類を基に**、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。（注6）
- また、**同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合**にも、国が報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。

（注6）「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」として、個別需要家ごとの単価が±5%以内となっていること（一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、個別需要家ごとの比較は不要）及び電圧別需要ごとの平均単価も±5%以内であることを記載するとともに、その算定根拠となる書類も添付する。また、電圧別需要ごとの平均単価が+0%を超える場合には、配電エリアの需要家に対して十分な説明がなされていることを記載することが考えられる。

なお、配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則は定める必要はないと考えられる。

## 【論点⑧】撤退時に備えた各種基準

## (参考) 本小委員会での議論

### 委員

- 事業者が撤退することも念頭に置いた設計が必要。例えば、第三者への譲渡や事業の継続が難しくなった場合のライセンスをどう見るか、あるいは、引継ぎ前の配電事業者のメンテナンスが十分でなかった時の、その後のメンテナンス費用の負担の在り方などについてもよく考える必要がある。

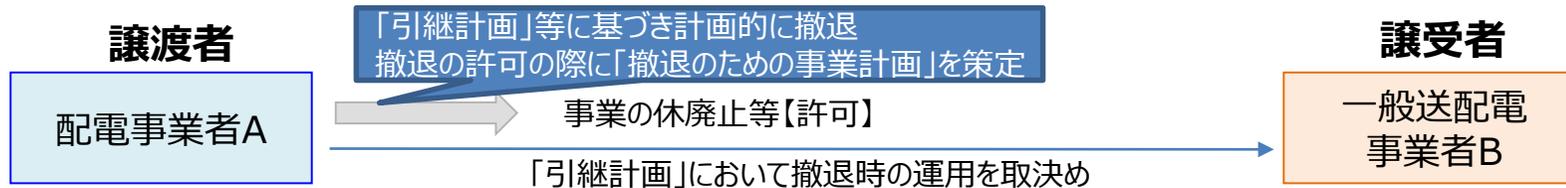
### オブザーバー

- 撤退時は、事業の第三者譲渡も考えられるが、この第三者と一般送配電事業者の関係についての制度上の位置付け等、抜け道がない設計が必要。

# 配電事業から撤退する場合の類型

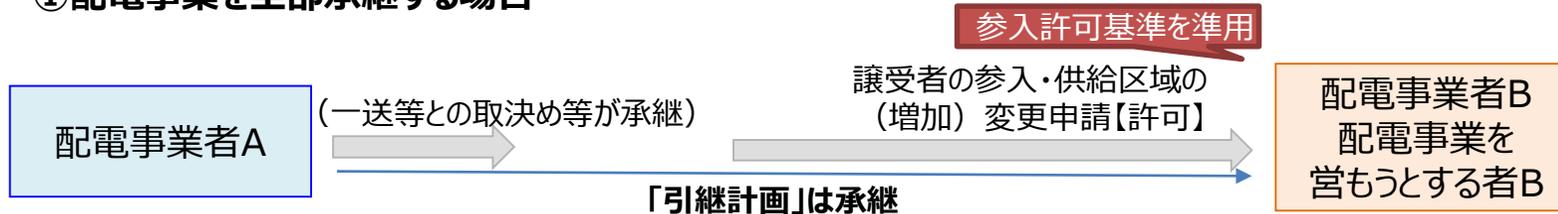
- 配電事業から撤退する場合、（１）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合と、（２）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合と考えられる。

## （１）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合



## （２）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合

### ① 配電事業を全部承継する場合



### ②-1. 配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合



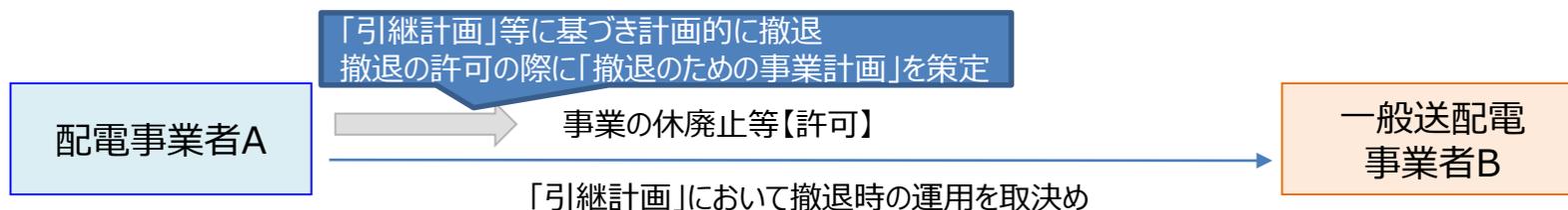
### ②-2. 配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合



## 配電事業からの撤退に係る許可の審査基準（一送に移行する場合）

- 配電事業から撤退する場合のうち、「（１）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合」については、**その設備等が確実に一般送配電事業者に移り、当該地域における託送供給等に支障が生じないことが重要**である。
- 電気事業法上、事業の休止、廃止は、経済産業大臣の許可が必要となっている。このため、配電事業者の休廃止等の許可に当たっては、**「撤退のための事業計画」の策定を求め、国はその内容を審査**することとしてはどうか。
- なお、**引継参入**の場合（※1）は、「撤退のための事業計画」が、国の承認を受けた**「引継計画」の内容と整合的**であることを国は審査（※2）することとしてはどうか。  
また、**白地参入**の場合は、「撤退のための事業計画」が、許可時に提出した**「撤退時取決書」と整合的**であることを国は審査（※3）することとしてはどうか。  
（※1）引継参入の場合であっても、一般送配電事業者又は一般送配電事業者との「引継計画」がある配電事業者からの引継ぎ以外である場合（特定送配電事業者からの引継ぎを含む）は、原則として白地参入の場合の整理に倣うこととする。  
（※2）「引継計画」の記載事項において、**更新すべき事項がある場合は、「引継計画」の変更承認を経た上でなければ、撤退の許可を受けることができないこととしてはどうか。**（同時申請も可能）  
（※3）「撤退のための事業計画」と「撤退時取決書」の内容が異なる場合は、その理由について説明を求めることとしてはどうか。

## （１）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合



## 配電事業からの撤退に係る許可の審査基準（一送に移行する場合）

- 一般送配電事業については、国は「公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるとき」に**休廃止の許可**ができ、その許可審査基準については、「更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、休廃止の許可審査基準は作成しない。」とされている。
- 配電事業の場合、一般送配電事業者等と作成した「引継計画」等の中で、「撤退時の取決め」がされているなど、具体的な審査基準を作成することは可能だと考えられることから、本審査基準をそのまま準用するのではなく、「撤退のための事業計画」が、
  - 適正かつ円滑な撤退を行えるものであると認められること
  - 「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容が適切に盛り込まれていること（※）
  - 関係者等の調整等において十分な期間が考慮された計画であることを**具体的な審査基準とし、当該基準に基づき審査**することとしてはどうか。

（※）「撤退のための事業計画」は、配電事業者自らが作成するものであるが、一送と協議の上で作成する「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容と統合的な計画として策定することで、一送との事前協議の内容を踏まえた「撤退のための事業計画」とすることができる。

# (参考) 事業の休止及び廃止並びに解散に関する規定

## 電気事業法（事業の休止及び廃止並びに解散）※配電事業に準用

第十四条 一般送配電事業者は、一般送配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般送配電事業者の解散についての株主総会の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 経済産業大臣は、一般送配電事業の休止若しくは廃止又は一般送配電事業者の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

## 電気事業法施行規則（事業の休止及び廃止の許可申請）

第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類（事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類
  - 二 一般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図
  - 三 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
  - 四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 2 経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

## （法人の解散の認可申請）

第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

## 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（第14条第1項の一般送配電事業の休廃止の許可）

### 第1 審査基準（9）

第14条第1項の一般送配電事業の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

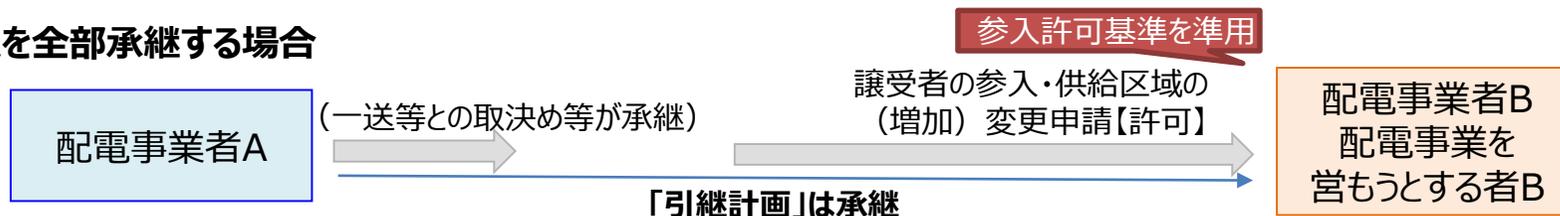
### 第1 審査基準（10）

第14条第2項の一般送配電事業者たる法人の解散の決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

## 配電事業者の撤退に係る譲受者の参入審査（一送以外への全部譲渡し）

- 配電事業から撤退する場合のうち、「（２）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合」については、承継に当たり、譲受者の適切性等を審査することが必要である。
- このうち、①配電事業を全部譲渡する場合については、電気事業法上、**経済産業大臣の認可が必要**となっている。この際の**認可基準は、参入時の許可基準を準用**することとし国は、**譲受者の適切性等を審査すること**としてはどうか。
- また、一般送配電事業者と撤退する配電事業者の間で作成された「引継計画」等については、**譲受者に引き継がれること**となる。

### （２）①配電事業を全部承継する場合



#### 電気事業法（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び会社分割）※配電事業に準用

第十条 一般送配電事業の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

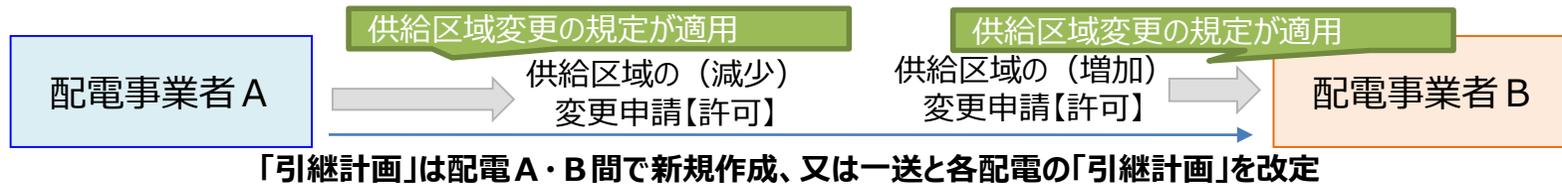
2 一般送配電事業者の合併及び会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。次条において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

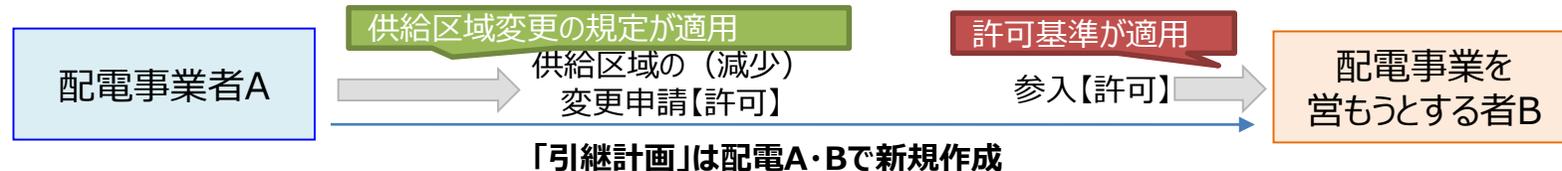
# 配電事業者の撤退に係る譲受者の参入審査（一送以外への一部譲り渡し）

- 配電事業の一部の譲渡しの場合は、国は、譲渡者の供給区域の減少について、供給区域の変更許可申請の基準（※）に従い審査することとなる。
  - ②-1 **譲受者が既に他の供給区域で配電事業を行ってる配電事業者**の場合は、国は、**譲受者の供給区域の増加**に当たり、**供給区域の変更許可申請の基準（※）**に従い審査することとなる。  
（※）供給区域の変更許可申請は、参入許可基準を準用する。
  - ②-2 **譲受者が新たに配電事業に参入しようとする者**の場合は、国は、**配電事業に参入しようとする譲受者が、譲渡しを受ける前に、配電事業の参入許可**を審査することとなる。

## （2）②-1.配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合



## （2）②-2.配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合



### 電気事業法（供給区域の変更）

第二十七条の十二の七 配電事業者は、第二十七条の十二の五第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十七条の十二の四及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。）に準用する。

## 配電事業者の撤退に係る譲受者の参入審査（一送以外への一部譲り渡し）

- 改正電気事業法では、配電事業者（以下「配電事業者A社」という。）から配電事業を営もうとする者（以下「配電事業者B社」という。）等に対して、設備の譲渡又は貸与を行うこと（一般送配電事業者が貸与した設備の又貸しを含む。）が想定されている。
- この際、配電事業が円滑に引き継がれるためにも、配電事業者A社と配電事業者B社との間で、「引継計画」が策定されていることは重要である。また、配電事業者B社が撤退する場合であっても、円滑に一般送配電事業者等に対して引継ぎが行われることが重要である。

- このため、

### （1）設備の貸与の場合

一般送配電事業者から配電事業者A社に「貸与」が行われる場合であって、配電事業者A社から配電事業者B社に事業を引き継ぐ場合には、賃借人の地位の移転により、配電事業者B社が当該一般送配電事業者と共同して「引継計画」を作成し、国の承認を受けることとしてはどうか（その内容は、一般送配電事業者と配電事業者A社間の「引継計画」に準じた内容であることを基本とする）。

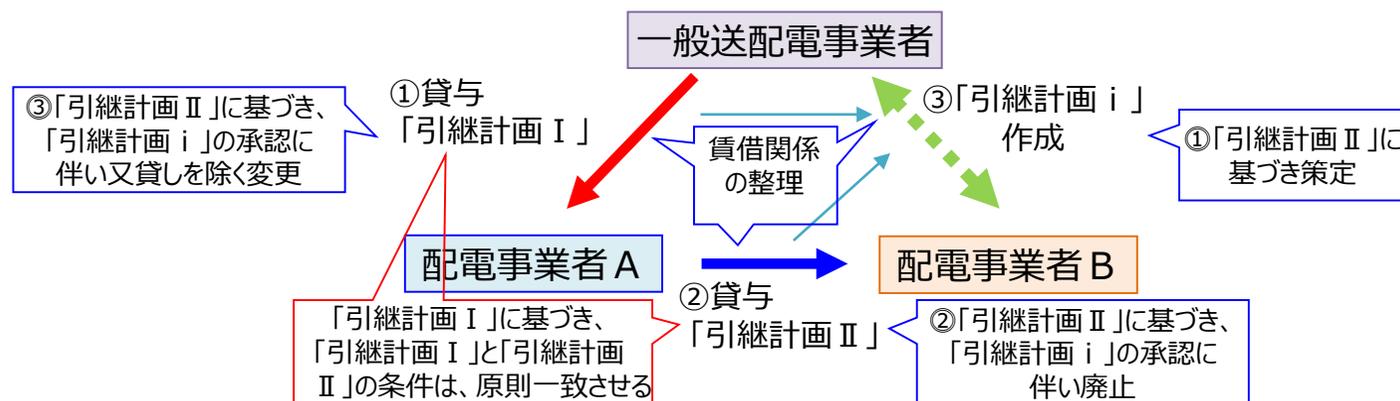
### （2）設備の譲渡の場合

一般送配電事業者から配電事業者A社に「譲渡」が行われる場合であって、配電事業者A社から配電事業者B社に設備を引き継ぐ場合には、一旦、配電事業者A社から一般送配電事業者に対して設備を引き継いだ上で、改めて、配電事業者B社が当該一般送配電事業者と共同して「引継計画」を作成し、国の承認を受けることとしてはどうか。

## (参考) 貸与の場合の取扱い

- 配電事業者が一般送配電事業者から設備の「貸与」を受けて事業を開始する場合は、以下の内容が「引継計画」に記載されていることを条件とし、国がその内容を確認する。
  - ① 一般送配電事業者と配電事業者A社との「引継計画」（下図、引継計画Ⅰ）には、配電事業者A社が配電事業者B社に設備を貸与（又貸し）する場合は、配電事業者A社が貸与された際の条件（管理方法や「撤退時に備えた取決め」等）と、貸与する際の条件は原則として一致させること
  - ② 配電事業者A社が配電事業者B社に設備を貸与（又貸し）する場合の「引継計画」（引継計画Ⅱ）には、引継ぎ終了後、遅滞なく、賃借人の地位の移転により、一般送配電事業者から配電事業者B社への直接の貸与に変更するとともに、下記の3つの「引継計画」の整理を行うこと
    - ①. 配電事業者B社は一般送配電事業者と「引継計画」（引継計画Ⅰ）を作成し、国の承認を受ける
    - ②. 配電事業者A社と配電事業者B社が作成する「引継計画」（引継計画Ⅱ）を廃止する
    - ③. 一般送配電事業者と配電事業者A社の「引継計画」（引継計画Ⅰ）から又貸し設備を除く変更を行う

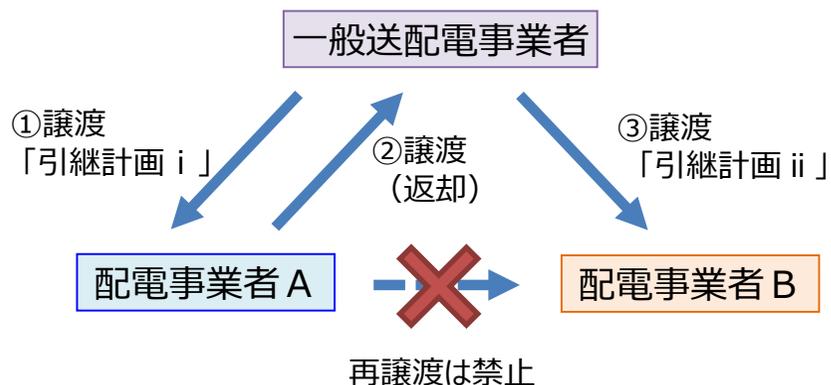
### <配電事業者A社から配電事業者B社に又貸した後に、配電事業者B社が一送と「引継計画」を作成>



## (参考) 譲渡の場合の取扱い

- 配電事業者が一般送配電事業者から設備の「譲渡」を受けて事業を開始する場合は、両者が共同して作成する「引継計画」(下図、引継計画 i) において、当該設備の再譲渡(転売)の禁止について取り決めておくこととし、国はその内容を確認する。

### <一般送配電事業者を介して譲渡する場合>



# **【論点⑪】参入申請、託送約款、引継計画等の 各時点における事業者の申請内容、報 告事項**

## 配電事業者の事業運営のモニタリング

- 配電事業者が、特に財務面と設備管理面が悪化することにより十分な準備期間のない撤退が行われる場合には、需要家への影響や当該地域の安定供給の維持に支障を生じることが懸念される。そのため、下記の制度上の仕組みによって、配電事業者の財務及び設備管理の状況をモニタリングしていくこととしてはどうか。

### (財務面)

- 配電事業者には毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する義務が課せられており、これにより毎期の財務状況の確認が可能である。より具体的には、電気事業会計規則にて一般送配電事業者と同様の財務諸表の作成を求め、各事業年度終了後3ヶ月以内の提出を求めることとしてはどうか。
- また、電力・ガス取引監視等委員会にて、配電事業者は「配電部門収支計算書」（当期純利益まで）のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとされた。
- さらに、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金に変更される度（※）に、国が託送料金の算定根拠について報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準であることを審査することとなる。

（※）レベニューキャップ制度の導入以降、少なくとも5年に一度は一般送配電事業者の託送料金に変更されると考えられるが、この際に配電事業者との間の譲渡料、貸与料の見直しが行われる。

### (設備管理面)

- 設備の維持運用については、配電事業者が撤退する場合、他の事業者への承継等を選択しない限り、一般送配電事業者が当該設備を引き継ぐこととなるため、一般送配電事業者が「引継計画」等に則って適切に設備の維持運用がなされているかを確認することが適当であり、保安規定で定める頻度を目安に確認を行うこととしてはどうか。

## (参考) 貸与価格等の算定に必要なデータの整備・提供について

- 上述のような考え方にに基づき配電事業者と一般送配電事業者の協議により貸与価格等を決定するにあたっては、過去の実績値等のデータが必要となる。
- 両者が適切に協議を行うことができるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。

(1) 配電事業開始時の貸与価格等の算定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、一般送配電事業者が提供することが必要。

→ 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値等<sup>(※)</sup>（少なくとも例えば、過去3年間）を提供することをルール化してはどうか。

※（例）設備保全台帳等の情報やスマメータ

(2) また、翌期の貸与価格等の算定に必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者が提供することが考えられる。

→ 配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要。このため、配電部門収支計算書（当期純利益まで）のほか、社内取引明細書、固定資産明細表及びインバランス収支計算書の4つの様式の作成及び公表を義務付けることとしてはどうか。

## **【論点⑤】引継計画の承認基準 (譲渡料・貸与料関係)**

# (参考) クリームスキミングの防止、貸与価格・譲渡価格の詳細の考え方

第6回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.9.9)  
資料2 一部修正

- 配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、**クリームスキミング**（又はその逆）を**防止**する観点が重要。
- このため、**適切な貸与価格等**は、配電事業エリアにおいて得られる「**託送料金期待収入**」から、配電事業者自身の業務である①**配電設備の維持運用費用**を除く形で算定し、②**配電設備の償却費用**、③**上位系統費用**、④**地域調整費用**等を含む価格とすることを基本としてはどうか。

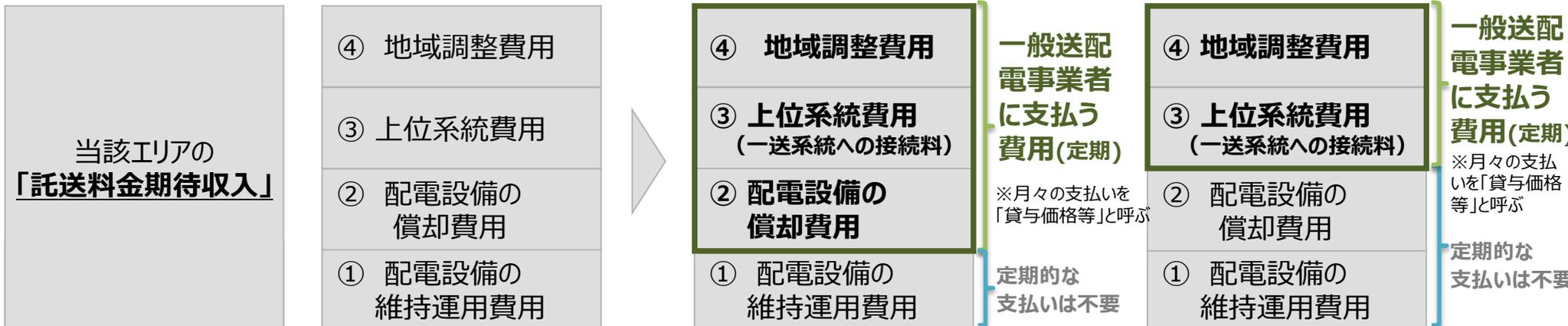
注1) 配電事業者から一般送配電事業者へ、需給調整や周波数維持の実施、メーリングシステムの運用等を委託する場合は、これらの費用の支払いも発生。  
注2) 譲渡の場合は、「①配電設備の維持運用費用」に加え、「②配電設備の償却費用」も、定期的に配電事業者から一送に支払う費用から除かれると考えられる。  
注3) 事業者が自営線を敷設し配電事業に参入する場合については、今後、特定送配電や特定供給と比較し整理を行う。

- なお、**需要密度が非常に低い地域**（山間部や離島など）においては、「④**地域調整費用**」が大きくマイナスとなる結果、**一般送配電事業者が配電事業者に費用を支払って設備の維持・運用を委ねる**契約となる（貸与価格等全体がマイナスとなる）場合も考えられる。

## 配電参入前の当該配電事業エリアの収支イメージ

## 貸与時イメージ

## 譲渡時イメージ



- ① 配電設備の維持運用費用 : 配電事業者が維持運用する設備の維持運用費用
- ② 配電設備の償却費用 : 配電事業者が維持運用する設備の償却費用
- ③ 上位系統費用 : 配電事業者が託送供給を行う際に必要な上位系統等設備の維持運用・償却費用
- ④ 地域調整費用 : 地域間の事業環境の違いを踏まえ、それに起因する料金差が生じないように調整するための費用

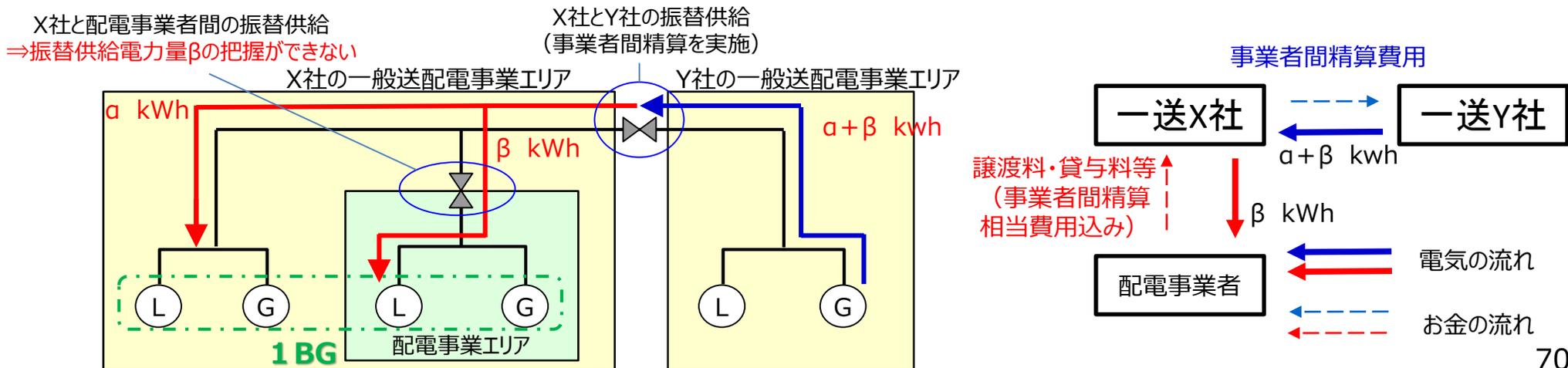
## (参考) 貸与価格・譲渡価格の詳細の考え方 (続き)

- 配電事業者の責めによらない事情により、配電事業エリアの収益性が変わることが考えられるため、配電事業者から一般送配電事業者に継続的に支払う貸与価格等については、定期的に見直しがなされる仕組みにすることが必要ではないか。
- また、この見直しに当たっては、配電事業者が、配電設備の維持運用費用の合理化、配電事業エリアの設備構成の合理化、潮流合理化による配電事業エリアや上位系統の設備増強回避等に貢献した場合は、その貢献分の一部を配電事業者に帰属させる等、配電事業ライセンスの導入により期待される効果を誘導する仕組みとしてはどうか。
- さらに、一般送配電事業者にとっての配電事業等の参入インセンティブ設計や、配電事業者の参入等に伴うレベニューキャップの変更の扱いについては、託送料金制度改革の項目として議論することとしてはどうか。

【論点⑤】引継計画の承認基準

# 振替供給に係る事業者間精算相当費用の扱いについて

- 一般送配電事業者エリアと配電事業者エリア間の供給は、**振替供給**となる。
- 他方、第6回本小委において、**配電事業者は、本制度開始時点では、電力量調整供給業務等については、「一般送配電事業者に委託することを基本（配電事業者エリア毎にBGを形成し、管理することを行わない）」**とし、今後、配電事業者が自ら、電力量調整供給等を行う際の課題の整理を行っていくこととされた。
- このため、一般送配電事業者エリアと配電事業者エリア間の**振替供給電力量を把握できない**ことから、一般送配電事業者エリアと配電事業者エリア間の事業者間精算相当費用は「**上位系統費用**」に含まれるものと観念することとしてはどうか。  
※配電事業者が一般送配電事業者に電力量調整供給業務を委託する場合、BGの計画管理や調整電力計画の提出等を含めて一般送配電事業者が実施することになる。
- 仮に配電事業者エリア毎にBGを分ける場合は、振替供給電力量に応じた精算を実施できるが、このような精算を行うかどうかは、配電事業者が自ら電力量調整供給や周波数維持を行う際の課題の整理と合わせて検討を行っていくこととしてはどうか。



(参考) I. 安定供給維持に係る業務  
計画値同時同量ルールと需給運用・周波数維持における配電事業の役割

- 配電事業者が参入した場合、その配電事業エリアにおける一義的な電力量調整供給義務及び周波数維持義務は配電事業者にある。
- 他方、現時点の系統構成を前提とすれば、その配電事業エリアと、その周辺の一般送配電事業エリアとの間をつなぐ連系点には容量制約がないと考えられ、また、一般送配電事業者は配電事業エリアも含めた調整力を確保していると考えられる。このような場合には、一般送配電事業者が、配電事業エリアも含めて一体として電力量調整供給を行うこととしても、安定供給の観点から問題は生じないと考えられる。
- このため、配電事業者は、電力量調整供給及び周波数維持について、制度開始当初においては、①一般送配電事業者に委託することができ、また、②一般送配電事業者は、配電事業エリアを含めて一体とした需給調整を行うことができることとしてはどうか。さらに、③一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならないこととしてはどうか。

## （参考） I. 安定供給維持に係る業務 計画値同時同量ルールと需給運用・周波数維持における配電事業の役割（続き）

- 他方、配電事業は許可制であり、配電事業者は、早期にこれらの技術的能力を備え、自らこれらの業務を担っていくことも重要。
- このような観点からは、連系点の容量制約を前提に、配電事業者が自ら、電力量調整供給や周波数維持を行う場合には、例えば、以下のような課題の整理が必要となる。
  - ・各BGが、配電事業エリア毎に別BGを形成し、管理することが必要となる。
  - ・JEPXが、配電事業エリア毎に「ビディングゾーン」を設定し、各市場参加者もこれに応じた応札を行うことが必要となる。
  - ・電力広域機関が配電事業者からの、調整力確保計画その他の受付・管理のためのシステム改修が必要となる。
- このため、本制度開始時点では、これらの業務は一般送配電事業者に委託することを基本としつつ、配電事業者が自ら、電力量調整供給や周波数維持を行う際の課題の整理（各種計画の提出や配電事業者の存在を前提としたシステム・市場設計等）を行っていくこととしてはどうか。

# 白地参入時のクリームスキミングの防止について

- 配電事業者が白地参入する場合であっても、配電事業者の系統が、一般送配電事業者の系統に接続している場合にあつては、「③上位系統費用」に相当する費用を、一般送配電事業者を支払うことが必要となる。白地参入の場合は、「引継計画」を作成する必要が無いいため、その支払金額については、一般送配電事業者と配電事業者の協議により締結した私契約において、「③上位系統費用」に相当する費用に加え、「④地域調整費用」に相当する費用も加味した上で、取決めておくことが必要ではないか。
- なお、需要密度が非常に低い地域（山間部や離島など）などにおいて白地参入する場合（※）は、収支が大きくマイナスとなる結果、一般送配電事業者が配電事業者「④地域調整費用」に相当する費用を支払う契約となる場合も考えられる。

（※）系統が敷設されていない需要密度が低い地域に参入する際に、一般送配電事業者に配電線の敷設等を依頼し、その設備を譲渡又は貸与を受けて参入することで、「引継計画」を作成して、事業を開始することも考えられる。（この場合は、白地参入の扱いとはならない。）

## 配電参入前の当該配電事業エリアの収支イメージ

当該エリアの <b>「託送料金期待収入」</b>	④ 地域調整費用
	③ 上位系統費用
	② 配電設備の償却費用
	① 配電設備の維持運用費用

## 支払額イメージ（白地参入）

④ 地域調整費用	一般送配電事業者 に支払う 費用(定期)
③ 上位系統費用 (一送系統への接続料)	
② 配電設備の償却費用 (配電事業者が敷設)	定期的な 支払いは不要
① 配電設備の維持運用費用	

- ① 配電設備の維持運用費用：配電事業者が維持運用する設備の維持運用費用
- ② 配電設備の償却費用：配電事業者が維持運用する設備の償却費用
- ③ 上位系統費用：配電事業者が託送供給を行う際に必要な上位系統等設備の維持運用・償却費用
- ④ 地域調整費用：地域間の事業環境の違いを踏まえ、それに起因する料金差が生じないように調整するための費用

## 【論点⑥】兼業規制に係る適用除外基準

## (参考) 改正電気事業法 一般送配電事業者の禁止行為等・兼業の制限等

(兼業の制限等)

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第一百七條の二第四号において同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）、発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、小売電気事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずるものに限る。）、発電事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）又は特定卸供給事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）を営むときは、この限りでない。

- 一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第二十三条第二項から第五項までの規定
- 二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。） 次条第一項の規定
- 三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の規定

※ 改正電気事業法第27条の12の13において、第22条の2の規定は配電事業者に準用される。

## (参考) 兼業規制の適用除外基準

### ① 電気工作物の総体としての規模

規模が小さい事業者では、小売電気事業や発電事業等との兼業を認めないことで、かえって事業効率性を失わせる可能性がある。このため、兼業を認めることが、「その供給区域内の電気の使用者の利益」となると考えられる。

この規模の判断については、新規参入者への予見性確保の観点から、規模の基準の明確化が望ましい一方、実態に応じて状況が異なる場合も想定される。

このため、一定の規模の基準を設け、基準を下回る場合には、「電気工作物の総体としての規模」要件を満たすこととし、基準を超える場合には、事業目的や実態に応じて判断するといった運用が考えられるがどうか。

(参考) 規模の基準の例として、以下のようなものがある。

- 我が国のガス事業者の「法的分離」の対象は、「導管の総延長が二万六千キロメートル」以上であることなどが要件とされている。
- EU電力自由化指令では、接続需要家数10万軒以上の事業者に対して、配電と小売・発電の分離が義務づけられている。

### ② 供給区域の自然的社会的条件等

配電事業者が、小売電気事業や発電事業等を兼業し、災害時に配電網を独立運用すること等は、小売電気事業や発電事業の継続等に繋がり、レジリエンス強化や安定供給性の向上に資することが考えられる。

また、再エネの導入量の多い地域やそのポテンシャルの高い地域、自治体や住民等が再エネの地産地消推進の方針を掲げる地域等においては、配電事業者の参入により、その地域の再エネの地産地消等が進むことも考えられる。更に、AI・IoTによる高度な配電NW運用による電力システムの効率化も期待できる。このため、これらは「その供給区域内の電気の使用者の利益」となると考えられるがどうか。

## ● 兼業規制の適用除外基準については、以下の考え方としてはどうか。

- 配電事業者は、その事業の中立性の確保が求められることから、原則、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業（以下「小売電気事業等」という。）との兼業が規制されている。一方で、規模が小さい配電事業者においては、小売電気事業等との兼業を認めないことにより、かえって業務の運営が非効率となり、ひいては電気の利用者の利益を阻害する可能性がある。

※ 相当程度の電気工作物の規模を有する配電事業者においては、その事業規模が大きく、上記のような非効率が生ずる可能性が低く、兼業の禁止に伴うコストの増加が認められたとしても、兼業規制により中立性を確保することにより、これを凌駕するだけの電気の利用者の利益が図られるものと考えられる。

- したがって、一定規模未満の配電事業者の兼業については、「電気の利用者の利益を確保するため特に必要である」ものとして、例外的に認めることが適切ではないか。

- 例えば、EU指令においては、10万軒以上の送配電事業について、兼業禁止とすることがEU各国に対して求められているが、こうした規模要件は、欧州で既に存在するDSOの事業モデル等に配慮されたもの（例：ドイツのシュタットベルケのようなDSOモデル）。

- 他方、欧州で営業する2,400のDSOのうち、兼業していないDSOが189に留まる現状について、中立性確保の観点から懸念視する声もあり、今後、当該要件を引き下げること検討すべきではないかという議論がある。

- 例えば、フィンランドやオーストリアでは5万軒の基準を設定している。

- これを基礎として、日本についても、例えば、5万軒を基準とすることとしてはどうか。

※ 全国の需要家が契約口数ベースで8,800万口、配電用変電所は全国で5,700カ所あることから、①1変電所当たりの平均は1.5万軒であり、②変電所の9割が5万軒以下となっている。本基準であれば、万が一に競争関係阻害行為が発生した場合であっても影響（中立性確保の必要性）が低いと考えられるのではないかと。

- 加えて、配電事業者の親会社が、複数の子会社を創設し、それぞれの子会社ごとに配電事業を営み、小売電気事業等と兼業することになれば、グループ全体としての兼業を行う規模が大きくなり、情報の目的外利用等の競争関係阻害行為が生じた場合の影響が大きくなると考えられる。このような点も踏まえて、兼業規制により中立性を確保することが、電気の利用者の利益に資すると考えられる。

## 兼業規制の適用除外基準について（続き）

- 送配電部門の中立性・公平性の確保の観点から、一般送配電事業者は、情報の目的外利用・提供や差別的取扱い等が禁止されている。これに加えて、送配電部門の中立性・公平性の一層の確保のため、小売電気事業等との兼業が禁止されている（法的分離）。
- 配電事業者が、一般送配電事業者同様、託送供給等業務を行う主体であることや、送配電部門の中立性・公平性の一層の確保のために一般送配電事業者に対して小売電気事業等との兼業が禁止されていることの趣旨に鑑みれば、そのグループ会社（子会社、親会社、当該親会社の子会社等をいう。以下同じ。）が、**当該一般送配電事業者の供給区域内**において、配電事業を営み、小売電気事業等と兼業することを認めることとすると、一般送配電事業者に兼業を禁止した趣旨が損なわれる可能性があるのではないか。
- 他方、一般送配電事業者のグループ会社が、**当該一般送配電事業者の供給区域外**において、配電事業を営む場合には、そのグループ会社の供給区域と当該一般送配電事業者の供給区域が重ならないため、兼業することを認めた場合であっても、一般送配電事業者に兼業を禁止した趣旨が損なわれることはないと考えられる。
- 以上を踏まえ、配電事業に係る兼業認可の適用除外基準については、
  - **配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、5万軒を超えないこと**

**を原則としつつ、5万軒を超える場合であっても、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要と認められる場合には、兼業を認めてはどうか。**

**また、一般送配電事業者のグループ会社にあつては、営もうとする配電事業の供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内である場合には、兼業を認めないこととしてはどうか。**

※ 例えば、5万軒を超える場合であっても、例えば、本土と系統が接続されていない離島等供給などについては、需給調整で生じるリスクを電気の広域融通を通じて低減させることが不可能であり、発電設備の脱落が電力系統に与える影響が非常に大きいなど、当該地域において発電事業者と連携して電気の安定供給を確保する必要性が認められるなど、このような場合には、「電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」として、兼業を認めることが適切と考えられる。

- なお、以上の議論は、制度開始前時点において得られる情報から検討を行ったものである。このため、配電事業制度の開始後に、実際の事業への参入状況も踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うこととしてはどうか。

## (参考) DSO分離措置に関する欧州における議論①

- 欧州エネルギー規制委員会（CEER）の報告によれば、10万軒の基準について見直しをすべきではないかという議論がある。

In Belgium, there are no special provisions with regard to the unbundling of DSOs serving less than 100 000 connected customers, with the exception of specific provisions for closed distribution systems<sup>15</sup> in the Flemish region (exempting such Closed Distribution Systems (CDSs) from unbundling). In some countries the allowed threshold is set below the number provided by the directives of 100 000 connected customers:

Austria	<u>50 000</u>
Finland <sup>16</sup>	<u>50 000</u> (for electricity)
Czech Republic <sup>17</sup>	<u>90 000</u>
Slovenia <sup>18</sup>	<u>1 000</u> (for electricity)

In the view of the situation in the European Union as a whole, the threshold of 100 000 connected customers was chosen since it was considered an appropriate figure. However, it should be noted that when deciding on a possible derogation, Member States may consider national circumstances as well and, as a consequence, lower the threshold where this is appropriate.

出典：The Future role of the DSO – A CEER Public Consultation Paper (Ref: C15-LTF-43-03)  
<https://www.ceer.eu/documents/104400/-/-/882514d5-c57f-86f8-50a3-90185e270f15>

We note that a number of consultation responses (mainly from DSOs) stated that the current unbundling requirements of the 3<sup>rd</sup> Package, in particular “debranding” (brand separation between DSO and commercial activities within the same VIU), were appropriate to ensure DSOs were sufficiently independent from a VIU. These responses made it clear that no further unbundling was required to ensure transparent and independent decision making and equal treatment of all DSO stakeholders.

However, from the regulators’ point of view, these requirements need to be seen as a minimum standard for unbundling rules across Europe. We note that only 189 of the 2400 DSOs operating in Europe have been unbundled.

In order to achieve this, the minimum level of standard must be implemented in every Member State equally for those DSOs with activities in the grey area. Member States should be able to decide themselves on how to implement ownership unbundling for DSOs (as in the Netherlands). This should allow unbundling requirements to correspond with the breadth of the future role of the DSO.

出典：The Future role of the DSO – A CEER Public Consultation Paper (Ref: C15-DSO-16-03)  
<https://www.ceer.eu/documents/104400/-/-/60e13689-9416-047e-873a-2644a74c9640>

一部の国では、許可される閾値が、10万軒よりも低く設定されている。

オーストリア	<u>50000</u>
フィンランド	<u>50000</u> (電気用)
チェコ共和国	<u>90000</u>
スロベニア	<u>1000</u> (電気用)

欧州全体の状況を踏まえ、適切な値と判断されたことから、10万軒の閾値が選択された。しかしながら、非難の可能性のある決定を下す際に、加盟国は国の状況も考慮し、その結果、これが適切である場合はより低い閾値とすることも考慮する可能性があることに注意が必要。

規制の観点からは、これらの要件は、欧州全体のアンバンドル規則のための最低限の基準として見られる必要がある。欧州で営業する2400のDSOのうち、189のみがアンバンドルされていることに注意。

## (参考) DSO分離措置に関する欧州における議論 (続き)

### *De-minimis threshold*

The current unbundling rules are applied with a *de-minimis* threshold of 100,000 consumers<sup>15</sup> for DSOs. The number of DSOs with fewer than 100,000 connected consumers varies across Europe. In 2013, CEER published an initial review of the status and real implementation of unbundling requirements placed on DSOs under the 3<sup>rd</sup> Energy Package.<sup>16</sup> Consequently, there may be value in further work to understand how many final consumers are connected to these networks. All European customers, whether they are connected to a bundled or unbundled DSO, should be able to benefit from the 3<sup>rd</sup> Package without discrimination. If a DSO is carrying out activities identified as 'grey areas', it should be subject to strict unbundling requirements regardless of whether or not it is subject to the *de-minimis* rule. Furthermore, as the role of some DSOs develops into an active grid manager, it may be worthwhile to reconsider the application of the (current) *de-minimis* rule and if it is still appropriate. Such review could entail either the adaptation or the decrease of said threshold.

Given the variety in DSO structure, size and activities in different Member States, a more flexible approach could be considered for the *de-minimis* rule. It may no longer be appropriate that a single number (100,000) is the threshold for the *de-minimis* rule across all Member States. Indeed the CEER Unbundling Status review found that in many countries only a small share of a country's DSOs serve more than 100,000 connected customers and are hence legally required to be unbundled.

It is more important to develop a new, more flexible concept for the *de-minimis* rule, which is based on the number of customers in a country that are connected to a DSO that is covered by the *de-minimis* rule. For example, in some countries there may be many small DSOs with less than 100,000 customers, however, because of the number of such DSOs, the percentage of consumers served by such DSOs is quite high. In other Member States, the number of customers served by DSOs below the *de-minimis* rule may be not-existent or very low. Adapting the *de-minimis* rule to the specific structural conditions existing in each Member State could help in ensuring that only truly marginal situations are covered by this rule.

現在のアンバンドル規制は、DSOにおける10万軒の顧客の*de-minimis*閾値が適用される。(略)

もしDSOが“グレーエリア”と認識される活動を行うのであれば、*de-minimis*ルールの対象か否かに拘わらず、より厳しいアンバンドル要件を対象にすべきである。

更に、一部のDSOはアクティブグリッドマネージャを開発する役割があるため、まだ適切であるならば、(現在の)*de-minimis*ルールの適用について再検討を行う価値があるかもしれない。そうした検討は、閾値の適応あるいは減少を伴うものになる可能性がある。

異なる加盟国における、DSOの構造や大きさ、活動などの様々な違いを踏まえれば、*de-minimis*閾値に対してより柔軟なアプローチが考慮され得る。単一の数字(100,000)が、すべての加盟国にわたって適切な閾値であるとは、もはや言えないかもしれない。

実際、CEER Unbundling Statusのレビューでは、多くの国で、各国のDSOのごく一部のみが10万軒を超える顧客にサービスを提供しており、このため法的にアンバンドルが求められていることが判明した。

# (参考) 全国の小売電気事業者の契約口数

- 全国の小売電気事業者の契約口数の合計は約8,860万口（令和2年12月時点）。

【表10】小売電気事業者（新電力とみなし小売電気事業者の総計）の契約口数（エリア別）（令和2年12月）

契約口数 合計(単位:件)						
供給区域	特別高圧	高圧	低圧計	低圧計		合計
				電灯	電力	
北海道	266	39,383	3,989,132	3,663,320	325,812	4,028,781
東北	976	85,265	7,868,376	7,138,647	729,729	7,954,617
東京	4,297	263,284	30,643,944	28,885,535	1,758,409	30,911,525
中部	1,483	122,117	10,896,067	10,009,099	886,968	11,019,667
北陸	225	25,214	2,156,782	1,960,614	196,168	2,182,221
関西	2,184	130,499	14,032,643	13,126,145	906,498	14,165,326
中国	737	56,765	5,365,964	4,990,994	374,970	5,423,466
四国	200	31,352	2,856,627	2,578,142	278,485	2,888,179
九州	852	83,321	9,069,985	8,308,000	761,985	9,154,158
沖縄	103	5,822	868,429	822,300	46,129	874,354
全国計	11,323	843,022	87,747,949	81,482,796	6,265,153	88,602,294

内訳：

特別高圧：1.1万口、

高圧：84.3万口、

低圧：8,774.8万口 [低圧電灯：8,148.3万口、低圧電力：626.5万口]

# (参考) 全国の変電所の数

- 全国の変電所の数は、約6,700あり、そのうち、配電用変電所の数は、約5,700。

(3) 2016年度電力会社別・電圧別

会社別		北海道	東北	東京PG	中部	北陸
箇所数	22未満	(1)	(4)	(5)	(1)	4
	22以上55以下	(2) 63	(4) 38	(7) 87	(14) 64	(1) 25
	66以上77以下	(13) 271	(46) 494	(43) 1,267	(23) 757	(12) 142
	110以上154以下	(1) 12	(12) 78	(4) 182	(3) 62	23
	187	(2) 22	-	-	-	-
	220	-	-	-	-	-
	275	-	(5) 21	(10) 54	(1) 40	(3) 4
	500以上	-	-	*1 24	*1 10	-
	合計	(19) 373	(71) 628	(69) 1,614	(42) 938	(16) 202
	変電所出力 (kVA)	22未満	300	1,500	22,600	47,500
22以上55以下		403,700	513,000	846,600	2,606,800	171,000
66以上77以下		7,480,000	21,527,800	68,215,060	34,634,600	7,892,500
110以上154以下		360,000	23,346,000	49,207,000	22,654,000	9,380,000
187		7,985,000	-	-	-	-
220		-	-	-	-	-
275		6,600,000	19,620,000	68,000,000	*300,000 40,600,000	7,000,000
500以上		-	10,700,000	*600,000 88,300,000	*300,000 24,600,000	6,600,000
合計		22,829,000	75,708,300	274,591,260	*600,000 125,142,900	31,117,650

注1：同一の変電所において、高圧側電圧を異にする2組以上の変圧器がある場合、各電圧ごとの出力及び設備容量をそれぞれ当該電圧欄へ記載し、低電圧の方の箇所数は( )内に示した。  
2：東京電力PG\*は周波数変換設備の別掲である。(出力の単位はkW)

2017年3月末時点

関東	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社計
-	-	(1) 2	(1) 3	(2) 29	(15) 43	
(6) 717	(2) 96	(5) 6	(33) 110	(8) 27	(36) 1,232	
(35) 782	(26) 120	(5) 176	(33) 394	(8) 78	(244) 4,468	
(1) 44	(6) 238	(3) 4	(2) 28	(2) 10	(29) 681	
(2) 39	-	-	-	-	(2) 39	
(4) 13	(1) 49	-	-	-	(5) 62	
(7) 34	-	-	-	-	(26) 158	
*1 13	10	*1 4	-	-	*4 83	
(49) *1 1,591	(38) *1 476	(6) *1 208	(37) *1 595	(10) *1 141	(357) *4 6,766	
-	-	21,700	20,000	48,000	235,750	
2,999,500	794,850	33,000	791,000	323,000	9,482,450	
47,373,526	3,812,000	7,465,500	21,925,500	3,319,000	223,645,486	
26,712,000	17,054,300	205,000	3,252,000	3,430,000	155,600,300	
620,000	-	8,130,000	-	-	16,735,000	
-	12,150,000	-	26,810,000	-	38,960,000	
31,555,000	-	-	-	-	*300,000 173,375,000	
*1,400,000 46,600,000	20,500,000	*1,400,000 5,250,000	21,500,000	-	*2,300,000 224,050,000	
*1,400,000 155,860,026	*1,400,000 54,311,150	*1,400,000 21,105,200	74,298,200	7,120,000	*2,600,000 842,083,986	

3：中部電力\*は連系所設備、周波数変換設備の別掲である。(出力の単位はkW)  
4：関西電力\*、四国電力\*は、交直変換設備の別掲である。(出力の単位はkW)  
5：10社計\*は、周波数変換設備、連系所設備及び交直変換設備の別掲である。  
(出力の単位はkW) なお、変電所出力については同一線路の重複分を控除した。

出所：電気事業連合会

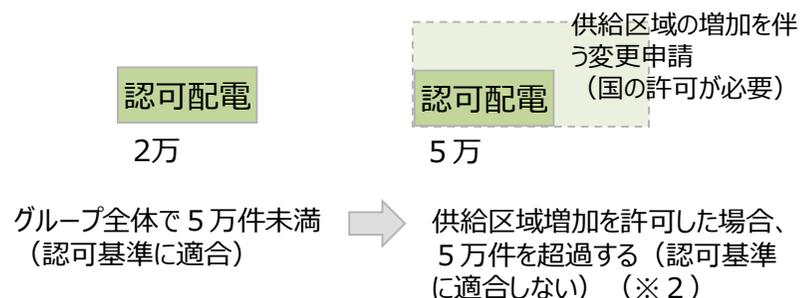
配電用変電所の大半は77kV以下であるため、77kV以下の変電所数を合計。

(参考) 配電事業者の兼業の規模要件が認可後に基準に適合しなくなる例

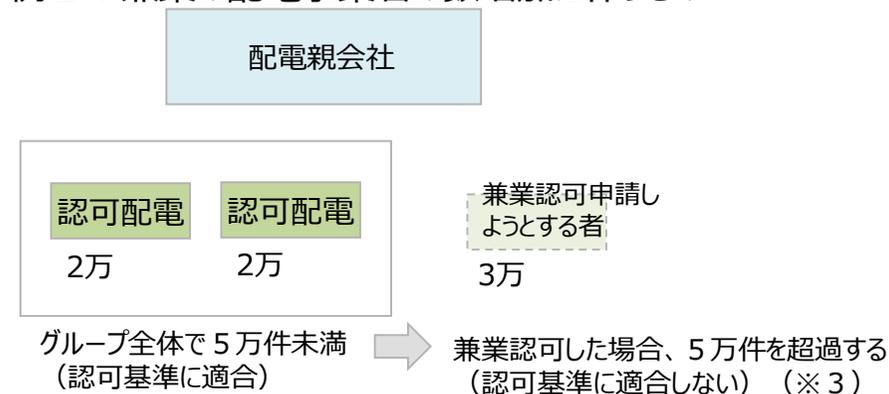
- 認可配電事業者が認可後に基準に適合しなくなる例は以下の場合が考えられる。
- このうち、**配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、基準値を超えないこと**の確認が必要な場合として、下記の「例2：兼業の配電事業者の数増加に伴うもの」の場合が想定される。

認可配電事業者が認可後に基準に適合しなくなるパターンの例（※1）

例1：供給区域増加に伴うもの



例2：兼業の配電事業者の数増加に伴うもの



(※1) 需要家数の合計が、5万軒を超えないことを兼業認可の基準とした場合。

(※2) 供給区域を増加させる場合は、その許可申請に先立ち、発電・小売等の分離措置等の措置を講じなければ、兼業認可基準に適合しなくなるため、その供給区域の増加は国に許可されない。

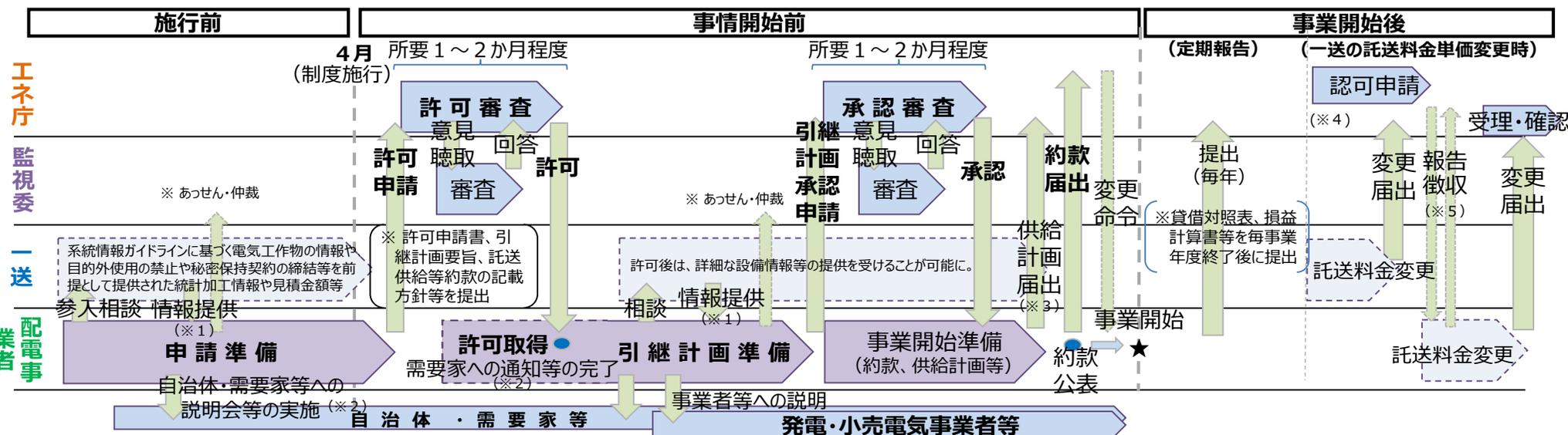
(※3) この場合も、その認可申請に先立ち、発電・小売等の分離措置等、グループ全体での兼業認可基準に適合させる措置を講じなければ、新たな配電事業者の参入の許可及び兼業の認可がされない。

# **【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方**

## 許可の申請時における基本的なフロー

- 配電事業を営もうとする者は、**許可申請前に、電力広域機関の会員に加入する手続**が必要。
- 配電事業を営もうとする者は、配電事業の許可を受ける前から、**情報の目的外使用の禁止等を前提に、一般送配電事業者から許可申請に必要な情報提供を受けることができる**。配電事業の許可後は、**より詳細な情報提供を受け、譲渡・貸与料等の検討を進めることができる**。
- 許可後には、許可申請時に提出した「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」の内容を踏まえ、「引継計画」や「託送供給等約款」を作成し、承認申請や届出を実施。
- 配電事業者は、事業開始の一定期間前（※）までに、「託送供給等約款」を公表しなければならない。なお、**関係事業者が対応するのに十分な期間を確保し、公表することが必要**ではないか。  
（※）現行の一般送配電事業者の規定では、届出の10日前までに公表しなければならないこととされている。

許可申請時の基本的なフローのイメージ



(※1) 配電事業の許可前に、一般送配電事業者から提供を受けられる情報は、系統情報ガイドラインで提供を受けられる配電事業に関する電気工作物の情報や、情報の目的外使用の禁止や秘密保持契約の締結等を前提として統計的に加工された情報、譲渡料貸与料や委託料の見積金額等が挙げられる。国による許可後は、より詳細な情報について提供を受けられる。  
(※2) 参入許可申請までに、配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会等を実施する。配電事業の許可後に、供給条件や託送料金等の具体的な内容を含む説明会等を実施する。

(※3) 供給計画は電力広域機関を経由し国に届出が必要。  
(※4) 令和5年にレベニューキャップ制度が開始されることを踏まえ、レベニューキャップ制度を前提に記載。上記では、レベニューキャップ制度における一般送配電事業者の託送料金単価変更時の例を記載。  
(※5) 一般送配電事業者の託送料金と比較して適正な水準かどうか確認。場合によっては変更命令を行う。

【論点①】事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方  
**(参考) 配電事業者における許可申請時の手続き (イメージ)**

● 参入許可申請時の他、撤退時の手続きのフロー等を作成し、「分散システム導入プラン（仮称）」に盛り込むこととする。

